

【高校生の部受賞作】

飯縄信仰と中世社会

—分裂・移住・再興の史的考察—

早稲田大学高等学院3年 本間 義隆

第一章 飯縄修験の中世社会史

1-1. 荒廃する信濃国飯縄山麓の中世社会

中世初期は北信濃の山岳信仰史において、史料上の事實的萌芽期であるとともに、山岳寺院を基盤とした顕著な発展が見られた時期であった。文治二年（1186）には、すでに戸隠山顕光寺や善光寺といった大規模な寺院を中心として、青龍寺や月林寺、小菅山元隆寺といった寺院が荘園制のもとで末寺として組織され、中央の宗教権門と結びつきを強めていた¹。『梁塵秘抄』（治承年間成立）に「四方の靈験所」の一つとして詠まれた戸隠山は、天台山領顕光寺として十一世紀までに三院に分裂し、二十二もの坊を持つまでに拡大する。山内では、中世荘園制における本寺と末寺の経済的支配関係を受けつつも、次第に支配権や別当補任権、軍事力は在地領主で北信濃に勢力をもった武家である井上氏や村上氏傍流の栗田氏が独占し世襲するようになっていた²。飯縄・戸隠と並んで北信濃三大修験場と称される小菅山でも、室町時代になると在地領主の高梨氏が小菅山元隆寺別当「高梨阿闍梨」に就任し、反守護勢力として守護方の市河氏と抗争を繰り返している³。荘園が乱立したために一元的支配を行う武士団が発生しなかった中世の北信濃社会において、山岳寺院は宗教領主として中世的支配権を確立し、多くの寄進地や院領荘園を周辺地域に集めることで絶大な影響力と信仰を集めるに至ったのである。

しかし、こうした山岳寺院を中核とした地域支配構造は、戦国時代に大きな転換を余儀なくされる。なかでも、善光寺平や飯縄山麓で武田氏と上杉氏が戦いを繰り返した川中島合戦は、戸隠山や飯縄山の修験道組織を巻き込み山岳寺院の在地支配と信仰の両面に深刻な打撃を与える結果となった。戦国期北信濃における山岳寺院の衰退は、それに依拠していた地域社会に動揺と荒廃をもたらすこととなる。本章では、戦乱の只中で存亡の危機に立たされた地方の山岳修験である飯縄修験道の動向と戦国大名甲斐武田氏によるその支配の実態を史料に基づいて明らかにする。

天文・永禄年間における武田晴信の北信濃侵攻と、それに続く川中島合戦（1553-64）で戦場となった善光寺平一帯には、善光寺や戸隠山、飯縄山といった霊場が多く集まっており、戦乱の中で山岳寺院は戦場となり、衰退の一途を辿っている。長尾景虎は弘治三年（1557）五月に小菅山元隆寺にて戦勝を祈願し、永禄七年（1564）に弥彦神社へ奉納した願文⁴では武田晴信の「悪行」として「戸隠・飯縄・小菅・善光寺断絶于供僧、没収于社領、灯明光消」、「飯縄・戸隠・小菅退転、仏供灯明備へざる事」を挙げて、討滅が叶った時に

は「修宮壇之傾側、補堂宇之朽敗」と誓い、修験霊場の再興を神仏に約束していることから、川中島合戦の後、北信濃にあった山岳寺院の多くで伽藍や社殿が破却され、供僧の逃亡と社領没収によって燈明すら途絶える状況となっていたことがわかる。実際に、当時の戸隠山顕光寺の動向を記した享保三年（1718）成立の縁起で年代記的記述も含む『戸隠山神領記』によると、

弘治三年二月十七日、甲斐信玄越後謙信相闘侵山、以故闔山大衆皆走越国、六月二十六日帰山、……同（永禄）二年六月十九日夜、越寇復至、三院衆徒遁於木那佐、

との記述がみえ⁵、弘治三年（1557）二月十五日に飯縄山南麓にあって善光寺と戸隠を結ぶ参道上に築かれた山城である葛山城が武田方によって攻略され⁶、飯縄山と戸隠山にも武田軍が侵攻したことにより、葛山落城の二日後となる十七日に戸隠大衆は越後国石山（関山は妙高修験の社）へ遁れている。六月中に帰山とあるから、戸隠大衆の離山は一時期的であった。また、永禄二年（1559）六月に今度は長尾方が攻め寄せて鬼無里に避難した。その前年に武田晴信は戸隠中院に長尾景虎の滅亡を祈願させ、補修費として銭縄五十貫文を寄進する旨を記した「武田晴信願文」⁷を捧げており、戦乱によって荒廃した戸隠山が武田氏の影響下に入ったことがわかっているものの、戸隠山顕光寺は永禄二年頃を境にして、文禄三年（1594）に上杉景勝の命により神社仏閣が「再興」される⁸までその記録が一切見られなくなる。戸隠から南西に二十キロ程離れた小川村の筏が峰には三院衆徒が戸隠山の復興までの三十六年間を過ごしたとされる三院跡が今も残っており、入峯修行を行うための修験道場として山内の機能ごと移転したとされている⁹。前述の通り、この時期以降は戸隠に関する記述がほとんど途絶えるのに対し、飯縄山に関する史料文献は豊富に残っており、飯縄修験の信仰圏は武田氏の庇護下で最盛期を迎えることとなった。このように、戦国期飯縄山の史料的充実と信仰史上の画期であるという二点から、筆者は飯縄修験の動向を武田氏との関係や中世社会の背景的要因から評価したいと考えている。

1-2. 地域社会の荒廃と逃散する人々

永禄四年（1561）に武田方が小菅山元隆寺の堂宇に放火し、三十あるとされた僧坊は灰燼に帰したとの伝承が伝わるように、戦国期北信濃の名だたる山岳寺院は戦場となって事実上没落することとなったが、地域社会の生産力を規定する農民層（地下人）もまた、田畑の荒廃によって生活が不安定になり、在所からの離散や、他領への仕官といった行為が常態化していた。

(a) 其方領中之百姓、他所へ就移居者、可令加成敗候、恐々謹言、

天文廿三年

三月十二日

大日方入道殿

同上総介殿

葛山 (b) 地下人等令還住者、三ヶ年具（貢カ）御普請役可有御放免之由、被仍出者也、仍如件、

巳

跡部大炊助奉之、

十一月十八日 朱印（信玄）

葛山衆

上記の二通の文書¹⁰は、武田信玄（晴信）から信濃国水内郡の戸隠から飯縄山麓にかけて所領をもっていた信濃先方衆である大日方氏と葛山衆に宛てて出された命令書であり、(a) では、大日方領内の百姓が他領へと移住した場合には成敗を加えてよいものと定められ、戦国期の北信濃社会において百姓の他地域への移住・逃亡が在地領主にとって深刻な問題となっていたことが推測できるほか、永禄十二年（1569）の朱印状では信玄が葛山の地下人に対して、(b) 再び還住させるならば（故郷の土地に戻って住まわせるならば）三年間の年貢および普請役を免除するとの還住奨励策を行っている。すなわち、飯縄山麓の地下人たちに対して特別の待遇を与えてでも、元の土地に帰還させようとしたのである。信玄は永禄六年（1563）に、「飯縄山之麓」で国中の人夫を動員した大規模な道普請を行っているが¹¹、飯縄山周辺の人口流出が激しかったが故にわざわざ信濃国中の人夫を動員する必要があったのではないだろうか。飯縄山南麓を通り戸隠へ続く戸隠道は、越後方面へと抜ける軍事の要衝であった。そのため、越後出兵の準備段階として山麓一帯が整備され、元亀元年（1570）九月一日には、飯縄修験の大先達である千日次郎太夫や葛山衆に対して一斉に所領安堵が行われている¹²。

さらに、天正六年（1578）の諏訪社上下社造宮に際して、従来信濃国中の郷村に賦課されてきた御柱・大鳥居・宝殿・廊・瑞籬・末社等の各造宮銭の割当を、以前の造宮古帳を参照しつつ当時の社会状況に即して検注し、徴収したことを記録した造宮関連史料のうち、

諏訪社上社の造宮台帳の清書である『上諏訪造宮帳』、長享二年（1488）写の造宮古帳を天正六年二月五日に写したとある『春秋之宮造宮之次第』、室町時代（文明・明応・永正）の旧記を広く引用するために編集された『下諏訪春秋宮両宮御造宮帳』、および諏訪社下社秋宮の造宮台帳の控帳である『下諏訪秋宮造宮帳』には多くの注記が付されている¹³。天正年間になっても北信濃では農村の荒廃が継続していた為、造宮銭の賦課が従来通りに実施できなかった。

【表1】天正六年諏訪社造宮役の未履行・不足分として記される地域

郷村名	納入額	造宮の割当	事情
小泉郷、室賀郷、岡村郷、仁古田郷、福田郷、吉田郷、下吉田郷、上田原郷、下条郷、上畠郷、中条郷、上条郷、小牧郷（小県郡）	三十八貫 六百十二文	大宮二之御柱	此以前ハ沢・山中・服部三人之御代官とりあつめ候へ共、御造立申さず候、右何もうち死仕候、子共代官仕候、今度ハたて可申候よし御うけ申候、〔上諏訪造宮帳〕
伊賀良庄（伊那郡）	四拾三貫文 貳百文	前宮一之御柱	一前宮一之御柱造宮銭之内拾一貫文大祝殿へ可被納候由候、意趣者従先規如此之由候、是ハ御代衆可納申由合点候、但近年者不納候、〔上諏訪造宮帳〕
小市郷、風間郷（水内郡）	拾貳俵	前宮二之御柱	近年怠転之間、〔上諏訪造宮帳〕
北高田郷、西尾張辺郷、北長池郷、南長池郷、市村郷、南俣郷、大塚本郷（水内郡）、南高田郷（更科郡）	五拾四貫 五百文	前宮四之御柱	是ハ天文五年丙申之取日記如此、去壬申ニハ拾貫文罷出候、〔上諏訪造宮帳〕
上野郷、龍田郷、古幡郷（筑摩郡）	拾貳貫文	上諏訪東方大鳥居	右之分ニ貳貫文不足、……前々者廿九貫三百文請取日記有之、然処ニ壬申（申）ニハ拾二貫文青沼助兵衛方相渡候、〔上諏訪造宮帳〕
藤沢七郷（伊那郡）	無	大宮七間廊	此以前度々致催促候得共、造宮銭不被出候間、立不申候、幸今度御改可為御尤候、〔上諏訪造宮帳〕
御藪（伊那郡）	無	大宮舞台	近年無其沙汰御座候、〔上諏訪造宮帳〕
宮処（伊那郡）	無	大宮大廊合廿間、北之妻六間	近年無其御沙汰候、是も御下知御尤候、取而なし、〔上諏訪造宮帳〕

郷村名	納入額	造宮の割当	事情
県庄、西条郷、東条郷、中之条郷、三保科郷、寺尾郷、県郷（埴科郡）	廿七貫五百文	大宮不開門	前々者糶三百三十俵、此代六十六貫文取申候、去壬申年者以御下知廿七貫五百門請取申候、是者敵境与申不作候間、〔上諏訪造宮帳〕
比地、山室（伊那郡）	無	柊宮	近年退転、〔上諏訪造宮帳〕
藤沢之本郷（伊那郡）	無	所松殿宮	近年退転、〔上諏訪造宮帳〕
勝間、美呂久、	無	相本宮	近年退転、〔上諏訪造宮帳〕
北大塩、芹沢、富岡、鯉原、藤沢、高遠（伊那郡）	無	内之御玉殿鳥居・外垣	近年退転、〔上諏訪造宮帳〕
埴原田郷、粟沢郷（諏訪郡）	無	御玉石、宝殿、玉垣、鳥居	是も近年退転、〔上諏訪造宮帳〕
大熊郷（諏訪郡）	無	穂役宮宝殿	然ニ御造宮御無沙汰申候条、〔上諏訪造宮帳〕
勝間、美呂久、高遠（伊那郡）	無	御射山神殿十間	近年退転、〔上諏訪造宮帳〕
山田郷（佐久郡）	無	御射山大鳥居	近年退転、幸如先規諏方御神領ニ御付候間、御下知尤候、〔上諏訪造宮帳〕
小諸西東手城塚郷（佐久郡）	無	不明	うけおる者無之候、〔上諏訪大宮同前宮造宮帳〕
鉾路郷、野底郷（伊那郡）、県郷（埴科郡）	無	外垣七間	難渋仕候、以御下知被仰付候者、御神慮御尤ニ候、〔上諏訪大宮同前宮造宮帳〕
依田庄（小県郡）	無	春宮二之御柱	是者造宮錢不足ニ御座候間、御柱不被成候間、重而御下知所候、〔春秋之宮造宮之次第〕
塩尻東条郷（筑摩郡）	無	外垣廿間	是者長享仁年戊申之年より高梨原之郷大鳥居之造宮不足ニ付而、右之鳥居之造宮之内ニ被成候、近年者彼大鳥居大役ニ付而取不申候、〔春秋之宮造宮次第〕
布施へくへ（更級郡）	無	外垣四間	不立、是ハ吉江丹波ニ相尋申候所ニ、先年岡村にて御尋之砌も彼郷之者共申つたへにも努々不承候、本よりおほへ申候者、御座なく候由言上申候、乍去役所之義者御本帳ニ御座候、以上、〔春秋之宮造宮次第〕

郷村名	納入額	造宮の割当	事情
百瀬郷、小池郷、清水郷（筑摩郡）	無	外垣三間	是ハ秋之四之御柱高梨木島之庄より納候、敵境故造宮無之候条、此壱貫五百門御柱之造作ニ入申候、〔春秋之宮造宮次第〕
村郷、村山郷、芋川郷（水内郡）、大穴郷（安曇郡）	無	外垣三拾五間	不立、是ハ敵境故御分国ニ罷成候より、今ニ罷不立候、くるしからず候ハ、境目江神人越可申候哉、御上意御請被成候て可被下候、已上、〔春秋之宮造宮次第〕
樋口郷、長岡郷、小河内郷（伊那郡）	無	外垣拾九間	不立、是ハ郷中之不沙汰故立不申候、〔春秋之宮造宮次第〕
針尾郷（筑摩郡）	無	外垣壱間	不立、去申ニハ六百文納候、〔春秋之宮造宮次第〕
			御造宮錢、先年岡村之御改二者、都合四拾貫文致取沙汰候得由御下知之処、清野領中ニ拾貫文未進、残而三十貫文取申候、右之内用所、一、拾六貫文御造宮ニ入申候、一、手執小祝ニ仁貫五百文、一、拾七貫仁百五十文番匠作料供用ニ被成候、雖然此之内五貫七百五十文大工御取越申候、此上御いわいの儀も御座候へ共、是ハ言上不申候、其外不足之処ハ御造宮錢をもつて御たて被成候、以上、〔春秋之宮造宮次第〕
村上庄（更級郡）	無	秋宮一之御柱	是ハ敵境故造宮錢納所無御座候間、布施より參候外籬之造宮錢をもつて、去申之年迄者立申候、以上、〔春秋之宮造宮次第〕
若槻庄、志妻郷、加佐郷（水内郡）	無	秋宮三之御柱	是ハ敵境故以無足去申之年迄立申候、乍恐小池造宮一貫五百文外籬之錢にて山出祝計にて立申候、以上〔春秋之宮造宮次第〕
常葉之牧（水内郡）	無	秋宮一の鳥居	不立、是ハ前々より造宮無御座候間在所へ被仰付御尤候、以上、〔春秋之宮造宮次第〕
大穴郷（安曇郡）	無	外垣一間	不立、是レハ敵国境ニ付而造宮取不申、〔春秋之宮造宮次第〕

郷村名	納入額	造宮の割当	事情
布施田郷（水内郡）	無	外垣六間	近年無主ニ付而退転欠所、〔春秋之宮造宮次第〕
井上之石丸（高井郡）	無	外垣式間	近年無主ニ付而退転……不立、去申ニ二百文取申候へ共、可立様無之候間、立不申候、〔春秋之宮造宮次第〕
八乙女郷（伊那郡）	無	外垣式間	不立、近年主なきに付而退転仕候間、〔春秋之宮造宮次第〕
吉田郷（水内郡）	無	外垣六間	不立、敵境ニ付而造宮無御座候、〔春秋之宮造宮次第〕
犬飼郡（高井郡）	無	外垣三間	右之仁貫八百三十二文之内不立候、〔春秋之宮造宮次第〕
塩尻西条郷、塩尻下方郷、熊井北南郷、中交郷、平井弓郷、床尾郷、塩尻金井郷、堅石郷、野村郷、吉田郷、小俣郷、神戸郷、計見郷、二子郷、上林郷、波多郷、佐溝郷、竹田郷、新村郷、大塚郷、小坂郷、大池郷（筑摩郡）	無	春宮宝殿并御柱三本、秋宮宝殿并御柱四本、若宮宝殿	右郷中以造宮錢、前々者春宮御宝殿一社并御柱三本、秋宮宝殿一社并御柱四本立申候、近年者造宮錢地下人致難決不出ニ付而、御宝殿一社立不申候、〔春秋之宮造宮次第〕
大塚郷（更級郡）	三貫八百文	春宮外籬六間	右之大塚荒地事候間、当造宮一往者壹貫文取申候得之由御下知候間、〔下諏訪春秋兩宮御造宮帳〕
落合領広瀬庄七郷（水内郡）	貳拾三貫文	秋宮外籬拾壹間	是者無足ニ付而神前之奉公申候故ニ、七年之間之御給恩ニ被下候、〔下諏訪春秋兩宮御造宮帳〕
不明	無	春宮下馬橋	従前々造宮無御座候間、〔下諏訪春秋兩宮御造宮帳〕
不明	無	秋宮市橋	是も造宮無御座候条、致退転候、〔下諏訪春秋兩宮御造宮帳〕
不明	無	春宮十三所之御宝殿	造宮無御座候間、〔下諏訪春秋兩宮御造宮帳〕
不明	無	上宮之御宝殿	是も造宮無御座候、〔下諏訪春秋兩宮御造宮帳〕
不明	無	秋宮内十三所之御宝殿	造宮無御座候間、〔下諏訪春秋兩宮御造宮帳〕

郷村名	納入額	造宮の割当	事情
不明	無	秋宮内上宮之御宝殿	造宮自前々無御座候、〔下諏訪春秋両宮御造宮帳〕
不明	無	春秋宮之護広堂	是も造宮前々より無御座候、〔下諏訪春秋両宮御造宮帳〕
不明	無	春秋宮之片拝	造宮無御座候間、〔下諏訪春秋両宮御造宮帳〕
不明	無	春秋宮之恵美酒大黒社	自前々造宮無之候、〔下諏訪春秋両宮御造宮帳〕
不明	無	春秋宮之伊勢之御社	是も造宮無御座候、〔下諏訪春秋両宮御造宮帳〕
不明	無	御玉殿之社	自前々造宮無御座候、〔下諏訪春秋両宮御造宮帳〕
不明	無	秋宮法納堂	自前々無之候間、此已前者宝珠院自願立申候、〔下諏訪春秋両宮御造宮帳〕
不明	無	春秋宮之採燈屋	自前々造宮無之候間、〔下諏訪春秋両宮御造宮帳〕
不明	無	御室十室廊	造宮無御座候間、〔下諏訪春秋両宮御造宮帳〕
不明	無	秋宮満宮寺	造宮無御座候、……諏方一乱之已後後失申候而、只今者壹錢之所も無御座候を、〔下諏訪春秋両宮御造宮帳〕
宮渕郷（筑摩郡）	無	千尋池玉籬	近年者百姓致難渋、壹錢も出不申候間、右之役不仕候、〔下諏訪春秋両宮御造宮帳〕
樋口郷、小河内郷、長岡郷（伊那郡）	四貫四百三拾文	春宮外籬拾九間	右三郷難渋之分、〔下諏訪春宮造宮帳〕
若槻庄、志妻郷、加佐郷（水内郡）	拾八貫五百文	春宮瑞籬三間	近年者造宮錢彼地敵境故ニ少茂取不申候、〔下諏訪春宮造宮帳〕
大塚郷（更級郡）	三貫八百文	春宮外籬六間	右之大塚惹地之事ニ御座候間、当造宮一往者壹貫文取申候得由御下知候間、如此取申候、又壬申年造宮錢春中無調ニ付而、地下人佗言申候間、秋迄相延候処ニ、小坂之石見守上諏方方造宮ニ取申候間、右之外籬不立申候、〔下諏訪春宮造宮帳〕

郷村名	納入額	造宮の割当	事情
芋川郡（水内郡）	無	春宮外籬廿間	古例之納者如此、近年者合卅貫九百七拾三文、乱入故ニ無其沙汰候、〔下諏訪春宮造宮帳〕
原郷（高井郡）	無	春宮一之大鳥居	右郷中ヨリ役錢被出候間、去壬申年代官市川惣左衛門尉方ニ申候処ニ、難渋被申不被出候間、立不申候、〔下諏訪春宮造宮帳〕
辰野郷（伊那郡）	無	春宮三之大鳥居	地下人共を種々相招候得共難渋申、終ニ不被越候間、古例之様躰被尋不申候、〔下諏訪春宮造宮帳〕
平屋庄（佐久郡）	無	春宮御門屋	彼取手辰野半兵衛於于浜松討死仕候故ニ、右役所建不申候、〔下諏訪春宮造宮帳〕
富部御厨郷（更級郡）	無	春宮舞台	是茂右之取手辰野半兵衛討死候間、無其沙汰候、〔下諏訪春宮造宮帳〕
小池郷、清水郷（筑摩郷）	無	春宮瑞籬三宮	近年者四之御柱錢無御座候間、〔下諏訪春宮造宮帳〕
村山郷（高井郡）	無	春宮之外籬拾間	近年取沙汰不仕候之間立不申候、〔下諏訪春宮造宮帳〕
小島田郷（更級郡）	無	春宮瑞籬二間	此已前者無沙汰、〔下諏訪春宮造宮帳〕
千国郷、小谷郷（安曇郡）	無	春宮五間拜殿	右之郷中をもつて雖建立候、就不作ニ無相納候、来秋催促仕建立可申候、〔下宮春宮附春宮御柱諸□〕
岡屋郷、三沢郷、新倉郷（諏訪郡）、辰野郷（伊那郡）	貳貫文	宮大工衣帽子、水干	是者丙寅之年於岡村御役之時、地家人申候処ニ、自前々造宮無御座候由申候故、于今怠轉仕候、〔下宮春宮附春宮御柱諸□〕
西牧郷、小倉郷（安曇郡）	無	同社不開門	自郷中手形就不參ニ不載之候、〔下宮春宮附春宮御柱諸□〕
古麿郷、耳塚郷（安曇郡）	三貫三百文	三間拜殿	貳貫七百文不足、〔下宮春宮附春宮御柱諸□〕
芳比郷、洗馬郷、曲尾郷、横尾郷（小県郡）	無	玉籬拾間	彼郷就難渋、于今取不申候間、手形不參候、〔下宮春宮附春宮御柱諸□〕

郷村名	納入額	造宮の割当	事情
北戸狩郷、同こくまい郷、 □戸狩郷、同黒井郷、大坪郷、同深沢、田中、同富沢、上境郷、大蔵崎郷、南条郷、飯山之内へちい	五十貫貳百文	秋宮二之御柱	右之郷役錢ニ而御柱立申候得共、越国境ニ御座候間、御神役執沙汰不仕候、然則二之御柱口仕候間、同大祝拘之、造宮仁科之領矢原之庄之内古厩・耳塚・細野・池田・正科・細萱・柏原、彼郷中之役錢ニ而、前々者秋宮三間廊・同外之籬十間并瑞籬十間建立仕候得共、御柱料御本意之間、三間廊・外之籬を相止候而、二之御柱立申候得由、去丙寅之年於于岡村御下知候者也、右仁科領之内壬申年請取候分、合米三拾壹俵代物積拾貳貫四百文、右之代物ニ而二之御柱建申候、向後者古例之廊・瑞籬・外之籬成共、御柱成共御下知次第ニ建立可仕候、〔下諏訪秋宮造宮帳〕
尾崎郷、北方郷、神戸郷、中曾祢郷、小境郷、長居郷	壹石九斗	秋宮一之大鳥居	天文拾七年戊申之造宮迄者、如此取申候、其後者、敵地ニ付而取不申候、〔下諏訪秋宮造宮帳〕
井上之石丸（高井郡）	無	秋宮外籬貳間	近年不致取沙汰之条、在所不存候、〔下諏訪秋宮造宮帳〕

表1より、水内郡では小市・風間郷が前宮二之御柱を負担することとなっていたが、近年は「怠転」によって中断されていた。大田荘に割り当てられた上社本宮の宝殿・瑞籬・御柱についても、以前は「越国境」であったため拠出がなかったが、今回の造宮においてようやく実施されている。また、若槻庄や志妻・加佐郷はかつて春宮瑞籬三間分（十八貫五百文）を納めていたが、近年は「彼地敵境」であることを理由に造宮錢の納入が全くされていなかった。吉田郷や常葉牧も同様に「敵境」として、まったく造宮に応じていない。

一、秋宮外之籬拾壹間造宮（葛）山一族衆之内落合領中広瀬之庄七郷之役錢仁而立之
……天文廿三甲寅年造宮之取所之次第……都合貳拾參貫文

永正十五戊寅年迄者、右之従七郷正物五十貫文相納申候、自比内相定而拾貫文宛大使分ニ檢校大夫取申候処ニ、^(a) 廿五年已前二者彼地敵境ニ付而、正物廿三貫文納候間、大使分五貫文檢校大夫取申候、是者無足ニ而神前之奉公申候故、七年之間之御給恩如此取申候、……右拾壹間之役所相勤由に候而、余錢之分にて者神樂衆拾五人之鈴・千早・烏帽子・水干・袴・衣裳・同拍子之道具等を仕立申之処ニ、^(b) 近年者越国境と申、荒所故ニ、遙々不致取沙汰候之間、鈴・千早・烏帽子・水干、其外之道具等不得仕候条¹⁴

飯縄山麓に広がっていた葛山衆（葛山一族衆）の落合領広瀬荘七郷に関しても、秋宮における外籬十一間の造宮が割り当てられ、永正十五年（1518）の造宮時には五十貫文を、天文二十三年（1554）には（a）「彼地敵境」となったため、納入額が半減したものの正物二十三貫文を納めていた。にもかかわらず、天正六年（1578）の造宮時には当該地域が（b）「近年者越国境と申、荒所故ニ、遙々不致取沙汰候」とあるように、越後との国境に位置する飯縄山麓では田畑が荒所となり荒廃しているため、長らく造宮役に関する沙汰が途絶えていた。その結果、神楽道具をはじめとする諸物資の調達も叶わず、造宮役は事実上放棄されていたことが明らかとなる。

さらに、中俣郷の秋宮の瑞籬二間や尾崎・北方・神戸・中曾祢郷等に割り当てられた一之大鳥居についても、天文十七年以前は役銭十一石九斗を納めていたが、近年は「敵地」となり、徴収が不可能な状況になった。布施田郷についても、「越国境」であるため拠出がない。更級郡では、県庄・西条・東条・中之条・三保科に上社本宮の不開門が割り当てられていたが、従来の六十六貫文を二十七貫文に減額してもなお、「是者敵境与申不作候間」として敵境であるが故の不作によって満足な拠出ができなかった。同郡大塚は「荒地」であるために割当分の春宮外籬六間を納入できず、一貫文しか納められていない。また、村上荘に割り当てられた御柱四本についても、敵境で銭納所が廃絶したことから、布施郷の造宮銭を代替することで費用を賄っていた。高井郡では、「井上之石丸と申す郷中」は近年主がおらず、「不致取沙汰之条、在所不存候」と記されており、村の在所すら不明となっていることから、郷村自体が戦乱によって消滅した可能性がある。木島・安田・底和田・野坂田郷等は、御柱の造宮を命じられながらも「彼地境目故一銭成共取不申候、雖然、一者御神慮、一者御屋形様為御祈祷」とあるように、武田信玄の命によってかろうじて御柱が建てられた。また、宮原郷に割り当てられた春宮一之大鳥居も、役銭が出せず建てられなかった。さらに、川中島の富部郷については「地主」である辰野半兵衛が討死したため沙汰がなかったほか、付近に所在する高梨木島庄には外籬百八十間が割り当てられていたが、「敵境」であるために造宮銭の納入は一切されなかった。

以上のように、戦国期の北信濃は、戦乱に伴って「敵境」となったが故に荒地が増加し、領主の戦死、百姓の困窮・逃散によって社会の荒廃が深刻化していた。武田氏による地下人の移住に対する制限や還住奨励策の実施にみられるように、こうした混乱は飯縄山麓の在地領主層にとっても対処しなければならない喫緊の課題となっていた。戦国期における農民の移動について、池上裕子は、大名家・主家の滅亡、敗戦や債務等による欠落が人の移動をもたらしたと論じているように¹⁵、かつては造宮銭を納入していた郷村であっても、川中島合戦に代表される戦乱を経て地域社会が荒廃し、不作が続いたため地下人たちは故郷を離れて他所へ移住し、仕官した。つまり、戦国期北信濃の地域社会は、従来の宗教的賦役を維持できないほどに疲弊し、流動化していたのである。このことから、筆者は戦国期における飯縄修験道を、中世社会史の視点から実態論的に捉え直す必要があると考える。武田氏から篤い信仰を受けたことで「むかし神領の許多なる社頭の壯麗なる事思ひはかる

べし」¹⁶と理想化されてきた飯縄信仰像は、史料を通じて見直されねばならない。その結果、武家の武運長久を祈祷することで所領安堵を受ける一方、戦乱による荒廃や神領民の離散といった現実的課題に直面する一地方勢力としての飯縄山修験道組織の実像が浮かび上がるのである。

1-3. 武田氏による飯縄山麓支配の展開と修験

従来の飯縄信仰研究には、信仰と修験道組織の主体性が一貫して軽視されてきたという問題がある。勝軍地蔵を本地仏とした室町初期の飯縄神像が示すように、飯縄修験は室町時代に流行した地蔵信仰の流れを汲む新興の修験勢力であるにもかかわらず、従来の解釈ではあたかも戸隠山顕光寺とともに平安時代以来の歴史を有する霊場であったかのような解釈が江戸時代の縁起でなされ、研究史でも踏襲されてきた¹⁷のである。そのため、飯縄信仰は戸隠信仰の傍流にすぎない、あるいは戸隠山を守護する従属的な神仏であるとの理解が現在も一般的である。信仰の成立時期が古いか否かは、必ずしもその歴史的意義や評価と直結するものではなく、むしろ飯縄修験については室町期以降に展開した新たな修験勢力である点を前提に再検討されるべきである。

飯縄山の大先達であり、後世には飯縄神主を世襲することになる千日太夫職については、北朝応安二年（1369）銘の伝飯縄本地仏（「銅造地蔵菩薩半跏趺坐像」）の背銘に「右意趣者、為大施主源文殊丸大願成就故也、応安二年八月廿二日、千日太夫」と記され¹⁸、制作年代からしても、筆者は飯縄修験の成立時期を千日太夫の初出がみえる室町時代初期であると考えている。その根拠は他にもあり、飯縄神像として制作時期の判明している最古の作が応永十三年（1406）三月二十七日銘のある長野市松代の永福寺所蔵銅造飯縄大明神像であることに加えて、修験道関連の教義や縁起類に飯縄大明神の神像が初めてみえるのは、天文十一年（1542）編纂の『小菅山八所権現并元隆寺由来記』および天文十五年（1546）の天台系の修験書『飯縄山廻祭文』であるほか、室町時代の軍記物語『足利季世記』には愛宕法と並んで「飯縄の法」という固有名詞がみえ、能「鞍馬天狗」にも「飯縄三郎天狗」が登場するなど、飯縄修験の修法は独自の発展を遂げていた。

弘治三年（1557）三月二十八日、川中島合戦の葛山城落城から一か月後、武田晴信は飯縄の千日に宛てて「これまでと変わりなく飯縄山の修験道を統率し当家の武運長久を祈念するように」と命じた¹⁹。この文書は、飯縄修験と武田氏との関係が本格化する初期のものであると同時に、飯縄修験の祭神である飯縄明神が武運長久に関わる軍神的性格を有する神仏として明確に認識されていたことを示す最古の史料である。既に述べたように、武田方は葛山城を落とした二日後、飯縄山麓から戸隠方面へ侵攻している。飯縄修験の神宮寺であった曹洞宗本地院や飯縄神領の分布をみても、飯縄修験の本貫が飯縄山南麓の戸隠道のルート上にあったことは明らかであり、これを踏まえて井原今朝男は「葛山城は飯縄里宮の南方目前にあり、飯縄修験者の葛山衆とよばれた地侍集団の山城であったから、飯縄本山も武田方によって焼却・破却されたことはまちがいない」と指摘する²⁰。しかしな

がら、筆者はこの見解には再検討の余地があると考え。第一に、飯縄山麓一帯を領有した葛山衆（葛山一族衆）であるが、史料上の初出は元龜三年（1572）八月十一日付の「武田信玄朱印状」²¹であり、葛山落城の時点で葛山衆という地侍集団が成立していたと言いはない。むしろ、この時点で城に拠っていたのは国人領主であった落合氏等であり、落合氏が支配していた広瀬荘七郷が後に葛山衆として信濃先方衆や上杉景勝時代に乙名衆として軍役に編成されていくのは、より後年の段階とみるべきである。第二に、葛山衆に名を連ねる諸氏が飯縄社に集った修験者集団であったことを示す直接的な史料は管見の限り見当たらない。筆者による現地調査の成果からみても、落合氏については荘園内に熊野神社およびその神宮寺を勧請した形跡が認められ、戸隠山と飯縄山を擁する地域的環境からも、修験との関わりが推測される。しかし、葛山衆に属した諸氏が修験者であったとする直接的な史料的根拠は乏しく、これを断定することは困難である。むしろ、葛山衆は落合氏滅亡の後、混乱を深める飯縄山・戸隠山一帯の安定化を目指し武田氏によって場当たりに編成された武士団であり、落合氏が伝統的に担ってきた地域修験との関わりを持たなかったのではないかと筆者は考える。この点については後述する。第三に、前掲の永禄七年（1564）「長尾景虎願文」には、戸隠・飯縄・小菅・善光寺の社領が武田晴信によって没収され、各寺社が破却に追い込まれた旨が記されている。この文言を素直に読めば、飯縄社も社領を没収され、本山も破却・焼却されたと理解されうる。事実として戸隠山顕光寺や小菅山元隆寺、善光寺は兵火によって焼失している。しかし、仮に飯縄本山が破却されていたのであれば、その七年前にあたる弘治三年（1557）に、武田晴信が飯縄修験の千日太夫に対して飯縄山支配の安堵と武運長久の祈念を命じたこと、さらにその後も戸隠への対応とは対照的に飯縄修験との関係を維持し続けたことには明らかな整合性の欠如が見られるのである。

先に述べたように、飯縄山南西麓の地域は、かつて国人領主落合氏の支配下にあり、「落合領広瀬之庄七郷」と称されていた。弘治三年（1557）の「武田晴信安堵状」に続く飯縄修験の千日太夫の動向を示す史料として、乙酉年五月十日付の「武田信玄寄進状」²²があり、「五貫文之所寄進申之間、無油断御祈念奉憑候、以上」とみえるので、武田信玄が五貫文の社領を千日太夫に寄進したことがわかる。次に、武田信玄は元龜元年（1570）九月一日、飯縄大明神の神主千日次郎太夫に飯縄社領を安堵し、新規に十九貫八百文の土地を寄進した²³。

信州飯縄大明神御社領之事

- | | |
|--------|---------------|
| 一、貳拾貳貫 | 上野之内（長野市戸隠豊岡） |
| 一、拾貫 | 小鍋之内（同市小鍋） |
| 一、壹貫五百 | 上屋之内（同市上ヶ屋） |
| 一、壹貫 | 北郷之内（同市北郷） |
| 一、壹貫 | 鑪之内（同市鑪） |

- 一、拾貫 千田之内（同市稲葉）
- 一、壹貫五百 市村之内（同市安茂里小市）

已上
新御寄進

- 一、壹貫参百 入山之内大宮（同市入山）
- 一、拾壹貫五百 南郷之内（同市南郷）
- 一、七貫 広瀬之内（同市広瀬）

右如此被寄附畢、弥可奉禱御当家御武運長久者、仰之状如件、

元龜元年午庚

春日彈正忠 奉之

九月朔日 朱印（信玄）

千日次郎大夫殿

この安堵状により明らかとなる飯縄修験が社領としていた地名は、広瀬荘七郷の山間部に位置する上野・小鍋・上ヶ屋・北郷・鑪、および麓の平野部に所在する市村・千田である。新たな寄進地として入山・南郷・広瀬が加えられており、善光寺平に属する地域を除けば、中世の飯縄社領は旧落合領の広瀬荘七郷一帯に広がっていた。飯縄社領は貫高に計算すると七十貫文にも満たず、飯縄山麓周辺の国人衆や地侍の知行地と比較すれば小規模にとどまるが、これは飯縄修験が千日太夫を中心とした新興の修験道組織であったことを踏まえれば、むしろ妥当なものと考えられる。さらに、飯縄社領があったとされる善光寺平の市村・千田は犀川と千曲川の渡河点で北国街道の往還が通過する交通の要衝であった。市村の渡しは中世において渡し場として機能し、南市と北市という市が開かれ賑わっていた地域である。このような地域を直轄地としていた事実は、飯縄修験が在地の経済に関わり、商業活動を行っていたことを示唆するものとして、極めて興味深い。なお、現在飯縄神社里宮（皇足穂命神社）が所在する富田には、応永二年（1395）の開基で飯縄社の神宮寺との伝承が残る本地院があったが、江戸時代初期にはすでに廃寺となっていた。本地院には地蔵菩薩像が飯縄明神の本地仏として安置されていたものの、ほかに飯縄信仰関連の古跡は現在確認されていないことから飯縄修験の実情を窺い知ることができる。

同九月一日、武田信玄は葛山一族衆（葛山衆）としてみえる立屋・鑪・桜氏ら地侍衆の所領を一斉に安堵している²⁴。桜孫左衛門尉の知行に関しては、「桜参百貫文之都合」「此所本領に申替、唯今桜藤左衛門致知行候」とあるように、滅亡した落合氏に代わって地域の地侍が落合旧領を「本領」であると主張し、実際に知行地として安堵されている²⁵。これは、川中島合戦において上杉方に与した落合氏の滅亡にともない、在地の地侍たちが武田氏に臣従することで新たな支配層として取り立てられたことを端的に示しているといえよう。

井原〔1994〕は葛山衆の知行地について、「特に注目されることは、「信州飯縄大明神御社領」と所領の郷村がまったく重複している。葛山衆はこの飯縄里宮を鎮守として地域的

に結集した山伏集団でもあった。」と述べている²⁶。確かに、飯縄社領と葛山衆の知行地があった郷村名は一致している。しかしながら、所領の錯綜が常態であった中世において、郷村名の一致のみを根拠として、山麓地域の地侍層を飯縄修験の修験集団であったと断定することは困難である。加えて、本稿で繰り返し論じてきたように、飯縄山麓は戦乱で国境地帯となったがゆえに荒廃し、地下人の在所からの逃亡が社会問題化していた。このような社会背景を踏まえるならば、飯縄修験者のうち土着して地侍化した勢力が葛山衆として取り立てられたとする井原説は、飯縄社が所領安堵を受けているにも関わらず、同時に地域社会の生産力の空洞化が深刻なペースで進行していた事実に対して説明がつかない。加えて、飯縄社は早い段階から武田氏による保護を受けており、千日太夫も活発に活動していることから、仮に飯縄山麓に修験者集団が多数残存し、かつ武田氏の軍役に組み込まれて家臣団化していたとするならば、飯縄山麓一帯が著しく衰退するという事態は想定し難い。よって、葛山衆を飯縄修験の修験者集団とする従来の理解は失当であり、荒廃する地域秩序の安定化を目指して武田氏によって場当たりの編成された地侍集団であった可能性が高いといえる。

第二章 分裂・移住・再興の実態と歴史的意義

2-1. 飯縄修験の分裂と移住——越後国鶴川八幡社の千日太夫

先行研究において、戦国期の飯縄山は終始武田方に従っていた一方で、越後国刈羽郡鶴川神社には神主に「千日神大夫」なる者がおり、この人物を「飯縄之千日」の縁類とすれば、千日太夫一族の間に内紛が生じ、武田方と上杉方に分裂していた可能性が指摘されており²⁷、これは戦国大名による地方修験道の家臣化の過程を示すものとして注目される。しかしながら、戸隠山顕光寺が戦乱によって妙高修験の関山社や小川村筏が峰という自身の檀家や宗教的関係先に逃げ込んだことを踏まえると、戦乱の以前から北信越一帯の信仰圏に修験者のネットワークが構築されており、飯縄修験もまた、信越国境を越えて他地域の修験と関係を持ち自由に活動していたことを前提として論じられるべきである。

現柏崎市宮場町にある鶴川神社の社名は市内を流れる二級河川である鶴川に由来する。「鶴川神社文書」²⁸によると、天文二年（1533）上杉定憲の凶徒によって焼却されたため、長尾景虎が社頭の再建を誓願している。中世には「鶴川八社八幡大菩薩」と呼ばれた鶴川八幡社であるが、「鶴川神社文書」に「千日神大夫」「千日大夫」の名がみえるのは永禄八年三月五日（1565）付の寄進状と天正四年（1576）七月二日付の下知状である。天正十八年（1590）の書状には「八社大夫との」とあるので、同神社において千日太夫を名乗る神職が一定期間にわたり活動していたことがわかる。前掲の寄進状には「うはらめの白山宮千二百かりのふん」と記されており、同市茨目の白山神社が千日太夫の社領として寄進されたことを示す史料である。よって、越後国の千日太夫は鶴川八幡社だけでなく、白山宮とも深い関係を持っていた。同国の白山修験との関係性や接触を通じた千日太夫職

の広域的活動が示唆されるとともに、飯縄修験の分裂とみる立場からは千日太夫職の越後移住という事実が明らかとなるのである。ただし、飯縄修験が武田方と上杉方に内部分裂を起こしたという記録はみられないため、単純な二元的対立構造の枠組みで捉えることには限界があると言わざるを得ない。むしろ、本節において筆者が明らかにした北陸道諸国における飯縄修験の広域的な活動範囲の存在は戦国大名との関係のみに着目して論じられてきた飯縄信仰史に対し、新たな視座を提供するものと考えられるとともに、中世における修験者の主体的・横断的な役割とその信仰圏の構造を定義する上でも有意義であろう。

2-2. 飯縄社の甲斐国勧請と「移住」の史実

永禄十三年（1569）十一月九日付「武田信玄起請文」²⁹で信玄は駿河・伊豆両国攻略の成功と上杉輝虎（謙信）の潰乱を祈願しており、大願成就の際には「至于来庚午歳、如神約奉勧請飯縄於甲州之事付、如金錢文可有御社領」、庚午年となる元亀元年中（1570）に甲斐国内に飯縄明神を勧請し、社領を寄進すると誓願した。信玄によって宣言された飯縄明神の勧請であるが、社領寄進については前掲の元亀元年（1570）千日次郎太夫宛の「武田信玄寄進状」によって寄進の履行を示していることから、飯縄社が実際に甲州へ移転したのか、また勧請されたとされる社地の所在がどこであったのかについては、依然として疑問が残る。先行研究によると、信玄は飯縄社本社を甲斐国身延の下山に勧請して信濃から御神体と千日次郎太夫を移転させたとする説³⁰や、甲斐国法善寺の福寿院・普門院に信玄が飯縄を勧請したとする説³¹があるが、筆者はどれも論拠に乏しいと考えている。本節では、元亀元年に武田信玄が勧請したとされる飯縄社について、山梨県内の飯縄信仰関係史料の分析によってその実態を明らかにするとともに、具体的な比定を試みる。

武田信玄が甲斐国に飯縄社を勧請したことが史実であるとするならば、陽雲寺蔵の起請文で明記された元亀元年（1570）以降であると考えられる。飯縄社は県内に数か所あるが、そのいずれもが近世以降の創建と伝えられており、飯縄修験とは無関係の社である場合が多い。戦国期の甲斐国における飯縄信仰関連の古記録類としては、武田氏によって戦勝祈願の願所とされた笛吹市の法光寺と甲州市の熊野神社に残る飯縄神像のほかに、南アルプス市の加賀美山法善寺に奉納された元亀三年（1572）「武田信玄祈願状」は飯縄明神に誓いを立てたことで知られ、身延町下山の三宮飯縄神社や武田氏館の古地図にみえる飯縄堂が挙げられるが、飯縄修験の甲斐国への移転と飯縄社の勧請を示す史料は存在しない。

第一に、先行研究が飯縄本社に移転地として比定した身延町下山の三宮飯縄（ゆつな）神社について述べる。三宮飯縄社のある下山郷は甲州往還の要衝に位置し、室町時代から戦国時代にかけて河内地方を支配した武田家臣で、湯之奥金山といった甲州金の産出を統括する穴山氏の城下町として発展した。現在も当時の城下町に由来する町割りが残り、河内領一宮加茂神社・二宮下加茂神社・三宮飯縄神社のほかにも穴山氏による城下町整備のなかで勧請されたと伝わる寺社が多くある。戦国期の下山郷については江戸時代編纂の地誌である『甲斐国志』に「京師ノ寺社仏区ノ名号ニ准擬シ城辺ニ数多ノ寺社ヲ建立シテ繁

栄言フバカリ無シ」とみえるほか、「今ニ名ヲ存スル者ハ、(中略) 飯繩権現三ノ宮ト称ス」と記されていることから、穴山氏は京都の寺社を模して自身の城下町に多数の神社仏閣を創建したことに加えて、「飯繩権現三ノ宮」も穴山氏主導の下山城下町整備の一環として建立された社とされている。一宮加茂神社の社記には平安時代初期の勧請と伝えるが、下山地区の通史をみるに戦国期に穴山氏によって二宮とともに京都から勧請されたことは間違いない。

また、元亀元年(1570)十二月十日付「加茂神社文書」³²では、領主穴山信君が「飯繩祢宜」に古屋敷(同町波木井)の三宮社領六貫文地で検知の踏出分として三貫文を与え、祭祀に勤めるように求めた。武田信玄が飯繩社を甲州に勧請した年と一致することから、多くの先行研究が三宮飯繩社を比定地としているものの、武田信玄による勧請であることを示す文献は存在せず³³、穴山氏による創建である可能性が高い。さらに、文書中の「飯繩祢宜」は明らかに修験で使用される職名でなく、飯繩修験の千日太夫の名がみえないことから、武田信玄が勧請した飯繩社ではない。

第二に、『長野県史』が比定地とする加賀美山法善寺について述べる。法善寺は、甲斐武田氏の氏神とされた武田八幡宮の神宮寺にあたる真言宗寺院で、武田家と深い関係を有していた。元亀三年(1572)四月七日、信玄が法善寺に対して奉じた「武田信玄祈願状」³⁴において、「飯繩示現大明神」に誓いが立てられており、信玄は元亀三年の一年間に上杉謙信が信濃・上野へ出兵しないように祈願し、その成就のために法華経百部を読誦し、これを飯繩示現大明神に献ずると誓った。この文書は、信玄自筆の神文として唯一飯繩明神のみの記載であることから、飯繩社の勧請先として祈願状が奉納された法善寺の福壽院と普門院が比定されたと考えられる。しかしながら、法善寺には他に飯繩信仰に関わる社殿や伝承が伝来していないほか、永禄十一年(1568)の「信玄公長沼御廻文」³⁵においては戦勝祈願の祈願所の一つとして記されているものの、飯繩信仰関連の伝承や記録がこれ以外にないことから、祈願所として飯繩明神を記した願状が奉納されただけであると考えられる。したがって、法善寺が信玄による飯繩社勧請の地であったと断定するには根拠を欠いており、甲斐国への勧請を示す確証とはなり得ない。

最後に、絵図によって飯繩堂山があったとされる躑躅ヶ崎館について検討する。躑躅ヶ崎館は武田氏三代の居館であり、江戸時代に作成された絵図の多くに「飯繩堂」や「飯繩堂山」といった記述がみられる。主郭内に設けられた仏堂群の一角、すなわち毘沙門堂や不動堂が並ぶ区画、現武田神社の神輿庫や宝物殿の背後に位置する場所にこれらの堂宇が集中していたことから、鬼門除けとして飯繩社が建てられていた可能性がある。ただし、すべての絵図に飯繩堂の記載が見られるわけではなく、毘沙門堂のみが描かれているものも存在するため、飯繩社の実在を断定することは困難である。『甲陽軍鑑』には永禄十年(1567)に信玄が毘沙門堂を建立したこと、また元亀二年(1571)に堂内の金の座敷にて織田信長の使者と会談したことが記されており、毘沙門堂の実在は文献上に認められる。永禄十三年(1569)「武田信玄起請文」における「如神約奉勧請飯繩於甲州之事付」との

文言からは、信玄が飯縄明神の甲斐国勧請を明確に誓約したことが読み、その対象地として武田氏館内の仏堂区画、すなわち「飯縄堂」が想定されていた可能性が高い。筆者は、信玄のこの誓願が、武田氏館内に飯縄明神を分霊勧請する意図を示していたものとし、飯縄社の勧請地を史料上明らかな躑躅ヶ崎館の「飯縄堂」であったと結論付ける。よって、この勧請が飯縄修験の甲斐国移転を意味したとは考えにくく、千日太夫が甲州へ移住するような動きは確認されず、千日太夫の甲府登城³⁶のような一時的な往来が存在した可能性もあるが、史料的根拠が乏しく、実態とは異なっていたと考えられる。

2-3. 飯縄社の再興とその意義——本山遷宮の公共事業的側面

天正八年（1580）閏三月十日に武田勝頼は飯縄修験の千日太夫に二通の朱印状を出している。一通目は、武田家の武運長久の祈念を絶やさないことを条件に、「先御印判」として元亀元年（1570）で認められた飯縄社領を安堵した³⁷（図1）。

定

藤四郎 善右衛門九郎右衛門 甚五右衛門 半右衛門 忠左衛門 藤八 孫右衛門 彦
右衛門 道久 孫左衛門 弥三郎 甚四郎 善六 与三郎 甚右衛門 四郎右衛門
飯縄大明神、如旧規本山御遷宮二付而、_(a) 在所還住候間、右十七人分御普請役御免
許候条、宮中修造之御普請、嚴重可致勤仕之由、被仰出者也、仍如件、

天正八年

跡部尾張守 奉之

閏三月十日 朱印（勝頼）

千日太夫殿³⁸

また、飯縄大明神の本社遷宮にあたって、元の場所へ還住させた十七人の百姓に対し武田氏の普請役を免除し、代わりに宮中修造の普請役を勤めるように命じている。

では、実際に天正八年（1580）に行われた「如旧規本山御遷宮」とは、具体的に何を指しているのでしょうか。現在、飯縄山南峰にある飯縄神社奥宮には、武田氏の家紋があしらわれた小祠が残っており、これを天正年間の遷宮で建てられた社であるとする場合も多い。しかし、武田菱が武田氏の家紋として広く知られるようになったのは江戸時代以降であり、信玄および勝頼の時代には主に花菱が用いられていたため、この小祠は武田氏からの篤い信仰を誇示するため後世に建立された可能性が高い。一方で、江戸時代編纂の「信濃国飯縄山略縁起」³⁹には元亀年間に武田信玄が「莫大の費用を輔て、本宮を再建し、及び里宮を造営せられ」たとする伝承が記されている。現里宮神主を務める越志徳門氏と氏子惣代の和田氏の証言によると、里宮門前には戦国期に移住してきたとする伝承を持つ家系が今も残っているとされる。以上から、武田勝頼による飯縄社の遷宮は、現在の飯縄神社里宮の造営を意味していたと考えられる。そして、この遷宮によって初めて、藤四郎等十七人の人夫が「在所還住」するかたちで新たに里宮門前に配置され、彼らの居住を契機

として門前集落が形成され、江戸時代に飯縄神領の神領民として再編されるに至った。飯縄修験は天正期の飯縄社遷宮を経て、中世社会で積極的活動をみせた修験道組織としての性格を徐々に失っていくのである。

結論を導くにあたって、筆者は（a）「在所還住候間、右十七人分御普請役御免許候条、宮中修造之御普請、嚴重可致勤仕之由」に注目する。第一章で論じたように、戦国期の北信濃社会、とりわけ飯縄山麓の地域では度重なる戦乱の影響によって郷村の荒廃が進行し、農民の逃散・移住が社会問題として顕在化していた。このような社会状況の中で実施された天正八年（1580）の飯縄社遷宮は、雇用としての宮中修造と優遇措置としての普請役免除・神領民化を通じて、荒廃地域における住民の還住を促進するという目的をもっていた。すなわち、逃散していた農民を飯縄里宮の門前に住む近世的居住民として再定住させようとする在所還住策の一環であり、戦国大名主導により北信濃で実施された一大公共事業であったと評価できる。

以上の議論から、飯縄信仰史上における分裂、移住、再興の過程には修験道組織が中世社会と中近世移行期の地域社会構造において果たした明確な意義が存在していた。本論文が中世社会と地方山岳信仰の関係を再定義する一助となれば筆者としても幸いである。

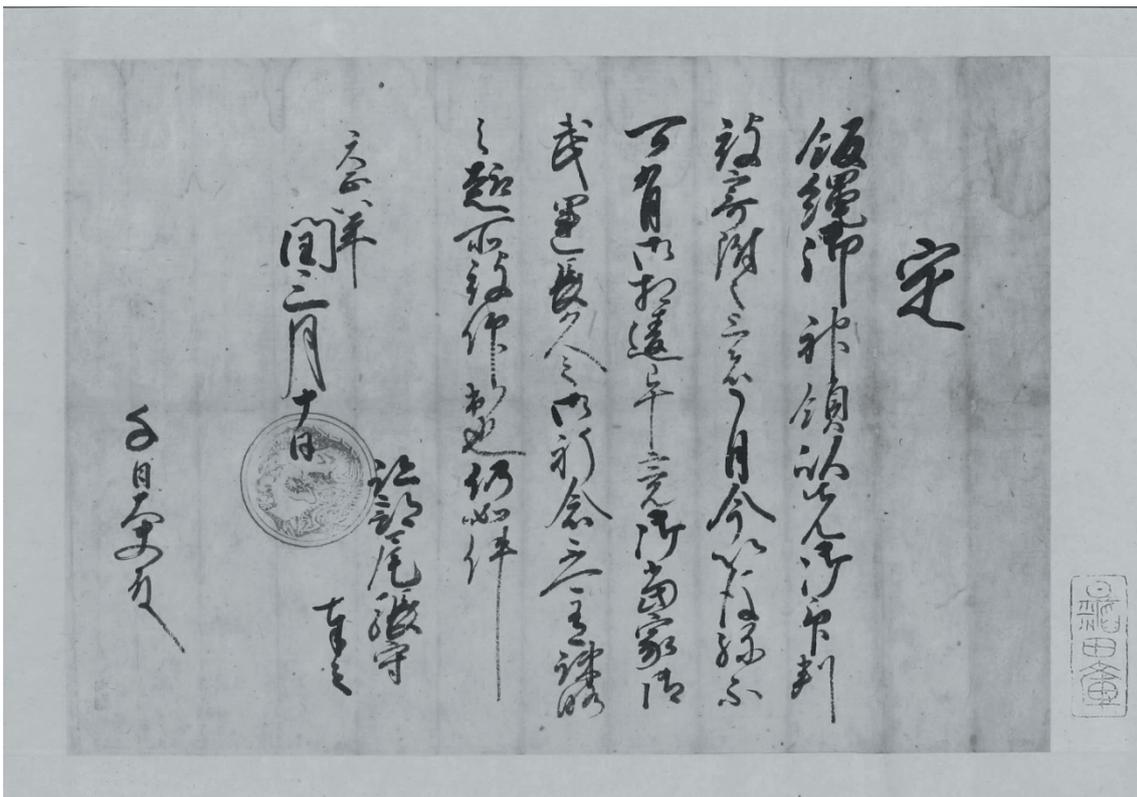


図1 「武田勝頼朱印状」天正八年閏三月十日付（「飯縄神社文書」、早稲田大学図書館蔵、

https://waseda.primo.exlibrisgroup.com/permalink/81SOKEI_WUNI/11ng8qo/alma991005740449704032、2025年9月5日閲覧)



図2 東麓・靈仙寺湖越しに望む冬季の飯縄山（2025年3月26日筆者撮影）



図3 飯縄社里宮（皇足穂命神社）（2025年3月26日筆者撮影）

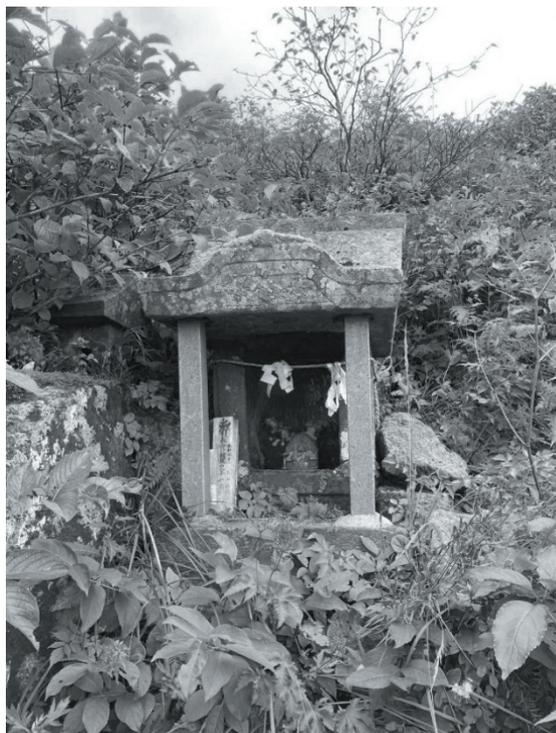


図4 飯縄山頂・奥宮付近の武田菱小祠
(2023年8月23日筆者撮影)



図5 飯縄奥宮から望む戸隠山
(2024年5月6日筆者撮影)



図6 武田神社（躑躅ヶ崎館跡）北東の毘沙門堂と飯縄堂
推定地（2024年9月23日筆者撮影）



図7 身延町下山の三宮飯縄神社
(2024年9月23日筆者撮影)

- 1 『吾妻鏡』 文治二年三月十二日庚寅条
- 2 拙稿「甲信越の武家と信濃の山岳信仰——飯縄大明神信仰の諸相と中世社会史における一考察」(『令和6年度早稲田大学高等学院民俗学プロジェクト研究紀要』 民俗学プロジェクト、2024)、 p.52
- 3 正平十一年十二月日付「市河経高軍忠状」、信濃史料刊行会編『新編信濃史料叢書第三卷』(信濃史料刊行会、1971)、 p.42
- 4 信濃史料刊行会編『信濃史料卷十二』(信濃史料刊行会、1958)、 p.510・523
- 5 『戸隠山神領記』、信濃史料刊行会編『新編信濃史料叢書第四卷』(信濃史料刊行会、1971)、 p.189
- 6 新潟県編『新潟県史資料編4』(新潟県、1987)、 p.524
- 7 前掲註4、 p.220
- 8 前掲註5、 p.189
- 9 遠藤公洋「戸隠信仰遺跡の研究——筏が峰編——」(『戸隠信仰の諸相』 戸隠神社、2015)、 p.170
- 10 前掲註4、 p.12、信濃史料刊行会編『信濃史料補遺卷上』(信濃史料刊行会、1969)、 p.449
- 11 前掲註4、 p.444
- 12 信濃史料刊行会編『信濃史料卷十三』(信濃史料刊行会、1959)、 p.391
- 13 信濃史料刊行会編『新編信濃史料叢書第二卷』(信濃史料刊行会、1972)、 p.69-197
- 14 前掲註13、 p.195
- 15 池上裕子「中世移行期を考える——村落論を中心に」(『日本中世移行期論』 校倉書房、2012)、 p.56
- 16 『善光寺道名所図会』 卷之三、信濃史料刊行会編『新編信濃史料叢書第二十一卷』(信濃史料刊行会、1978)、 p.233
- 17 長祿二年(1458)の奥書がある戸隠縁起『戸隠山顕光寺流記』に飯縄山開山の伝承が含まれているように、戸隠の修験者は飯縄山へ入峰する場合もあったが、実に飯縄修験・現飯縄神社里宮(皇足穂命神社)との連続性はみられず、千日太夫職の初見を成立期とするのが妥当である
- 18 信濃史料刊行会編『信濃史料卷六』(信濃史料刊行会、1955)、 p.505
- 19 弘治三年三月廿八日付「武田晴信安塔状」、前掲註4、 p.150
- 20 井原今朝男「戸隠・飯縄の修験——戸隠修験は何処を目指したか——」(『戸隠信仰の諸相』 戸隠神社、2015)、 p.114
- 21 前掲註12、 p.527
- 22 『善光寺道名所図会』 卷之三、前掲註16、 p.232
- 23 前掲註12、 p.391
- 24 前掲註12、 p.392-395
- 25 前掲註12、 p.391
- 26 井原今朝男『中世のいくさ、祭り、外国との交わり——農生活史の断面』(校倉書房、1999)、 p.274-275
- 27 牛山佳幸「中世戸隠顕光寺をめぐる諸問題——山内衆徒の確執と対立抗争についての再検討——」(『戸隠信仰の諸相』 戸隠神社、2015)、 p.166-167
- 28 前掲註4、 p.644-646
- 29 「武田信玄起請文」、上里町史編集専門委員会編『上里町史資料編』(上里町、1992)、 p.458
- 30 前掲註20、 p.115
- 31 長野県編『長野県史通史編第三卷中世二』(長野県史刊行会、1987)、 p.589
- 32 身延町誌資料編さん委員会編『身延町誌資料編』(身延町、1996)、 p.136
- 33 伝武田信玄奉納の長刀があったとされるものの、戦時中の金属回収令で供出されたまま行方不明となっている
- 34 「武田信玄自筆願文」、荻野三七彦ほか編『新編甲州古文書第二卷』(角川書店、1968)、 p.255
- 35 前掲註12、 p.205
- 36 『善光寺道名所図会』 卷之三、前掲註16、 p.229に、「千日太夫甲府に登り」とみえる
- 37 早稲田大学図書館『早稲田大学荻野研究室収集文書上巻』(吉川弘文館、1976)、 p.125
- 38 信濃史料刊行会編『信濃史料卷十四』(信濃史料刊行会、1959)、 p.507
- 39 五来重編『山岳宗教史研究叢書第十七卷』(名著出版、1983)、 p.469